

令和元年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 危機管理監
 危機管理室
 3 監査実施期間 令和 元年 5月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【危機管理室】

<p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 支出命令書において、支出負担行為年月日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 5月30日 事前調査後、ただちに文書補正を行い是正した。支出命令書の支出負担行為日については、担当者が起案時に確認するとともに、決裁時に各決裁者が確認し不備があれば指摘するよう室員全員に指示した。</p>
<p>イ 請求書において、請求年月日の記載誤り。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 5月30日 事前調査後、ただちに文書補正を行い是正した。担当者において契約相手方から不備のない書類の提出を求めるとともに、決裁時に各決裁者が確認し不備があれば指摘するよう室員全員に指示した。</p>
<p>(2) 契約事務について 契約書において、代表者印の押印漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 5月30日 事前調査後、ただちに契約書の再提出を求め是正した。契約書に代表者印が必要であることを室内に周知徹底し、担当者において確認するとともに、決裁時に各決裁者が確認し不備があれば指摘するよう室員全員に指示した。</p>
<p>(3) 文書管理について 起案文書において、起案日及び決裁日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 5月30日 事前調査後、起案日と決裁日の記載漏れのあった文書について補正処理を行った。起案者において起案日を確実に記入するとともに決裁時に各決裁者が確認し不備があれば指摘するよう室員全員に指示した。また、起案者が決裁終了後に確実に決裁日を記入したのちに編綴するよう指示した。</p>
<p>(4) 原課契約工事について 原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、監督時及び検査時のチェック欄の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 元年 5月30日 事前調査後、ただちにチェックリストを確認した。検査チェックそのものは完了していたもののチェック記載が漏れていたため、原課工事関係書類全般にわたり決裁途中の決裁者が確認するよう室員全員に指示した。</p>

令和元年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 危機管理監
 危機管理室
 3 監査実施期間 令和 元年 5月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【危機管理室】

<p>(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 時間外勤務が年間360時間を超える職員について、平成30年度は8名、平成31年度は5名であった。職員の時間外勤務の原因を分析するため、毎月の時間外勤務の内容について各自が記載し、所属長が確認している。引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するための取組みに努める。</p>
<p>イ 依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 過労死基準を上回る職員は平成30年度は1名、令和元年度0名となっている。健康管理の観点から、業務見直しや業務の平準化を推進し、月80時間を超えないよう、時間外勤務のさらなる縮減を指示した。</p>

<p>(2) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 事務処理におけるミスの防止については、各自が「会計事務の手引き」等で基本的な事項を確認するとともに、決裁途中においてミスが見つかった場合は指摘できるよう各自レベルアップを図っている。</p>
<p>(3) 財産管理について 多くの財産を所有しているが、その一部につき実査が年度末に行われていなかった。担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末において全財産を実査すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 事務処理におけるミスの防止については、各自が「会計事務の手引き」等で基本的な事項を確認するとともに、決裁途中においてミスが見つかった場合は指摘できるよう各自レベルアップを図っている。年度末に向け支払処理等が増加することから、各職員が引き続き基本的なルールを確認しミスの防止に努める。</p>
<p>(4) 原課契約工事について 10か所の学校で行われた災害対策（電話線引込み工事）について、契約金額にバラツキがあり、工事内容との関係が不明瞭な面もある。契約については工事内容を十分精査すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月31日 全ての財産について年度末に実査を行えるよう、平成31年度は各担当者において計画を立て、実査を行った。今後も、全財産を適正に管理し、計画的に年度末に全数実査を行えるようにしていく。</p>
<p>(5) 振替休日の取得について 時間外勤務が多いにもかかわらず、振替休日の取得回数が少ない状況である。管理職は、人事課等に相談し、職員が安心して働けるよう、振替休日を取得する基準を作成すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月18日 人事課発出『週休日の振替及び出張の取り扱いについて』（令和元年7月4日）を参照し、①災害対策本部の警戒体制が第三次配備以上で参集した場合②選挙関係事務のため勤務を命じた場合③その他特に振替が困難な場合で、理由書の提出をして認められた場合を除き、休日に4時間以上の勤務を行った場合振替休日を取得するよう室員全員に指示した。</p>

<p>(6) 業務委託契約の金額の妥当性について ア テレメーターシステム改修業務委託について、ハード及びソフトを順次に一部更新するため、既存システムとの整合性から同一業者と随意契約している。競争原理が働かないなかでの契約となるため、他者から同内容の見積りを徴取するなど、金額の適正性について検証すること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 ハードとソフトが一連のシステムとして整備されており、分離して改修することが非常に困難であるため、行政経営委員会外部委託等適格審査部会において随意契約(施行令第2号該当)の承認をいただいている。電波信号が受託者の独自形式であるため随意契約を行っているものであり、他社から同内容の見積りを徴取することは非常に困難である。</p>
<p>イ テレメーターシステム保守点検業務委託において、年次計画による部品の更新も考慮の上、前年と今年度の項目の違いを把握し、前年との価格差についてその要因を分析すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月31日 保守点検は毎年実施しており、前年度に機器更新を行った観測局については次年度の保守点検の対象から外すため、毎年価格差が生じている。</p>
<p>ウ 防災備蓄倉庫定期点検業務委託においては、特定非営利活動法人と1者単独随意契約を締結しているが、前年度の内容を機械的に踏襲するのではなく、金額については毎回検証すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月31日 当該点検については、有資格者が在籍する業者であれば実施でき、特定非営利活動法人でしか受注できないものではないため、予定金額が10万円以上であることから単独随意契約を改め、2者以上による見積り比較を行う方法に変更を行った。</p>
<p>(7) 木造住宅無料耐震診断について 木造住宅耐震補強工事等への補助申請に必要となる無料耐震診断を建築士の有志からなる特定非営利活動法人に委託している。市民はこの診断結果を受けて耐震設計を建築士に依頼することになるが、当該法人の会員である建築士は診断時の詳細なデータを利用できるのに対して、会員でない建築士は当該法人が所有するデータを利用できないために作業内容が増え、コスト増の要因となっている。市民に診断時の詳細なデータを提供することにより、設計依頼先の選択について競争性を担保し、市民の負担軽減につなげること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月31日 住まいの無料耐震診断については、三重県建築士会、三重県建築士事務所協会、三重県建設労働組合、三重県建設業協会、日本建築家協会東海支部三重地域会、日本構造技術者協会中部支部三重部会により構成されている特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会と委託契約を締結しており、県内の建築関係事業者の大半を網羅している。 耐震診断の判定結果の説明では、単に診断結果を伝えるだけではなく、建物図や調査写真等を用いて状況説明を行うほか、耐震改修工事の概算費用の提示など、耐震改修工事等を検討するための情報提供も併せて行っていることから、受診者(建物所有者)に対して詳細な調査内容を含めて丁寧な説明を行うよう依頼した。</p>

<p>(8) 貯留式マンホールトイレの設置について 津波の避難ラインの海拔5mラインにある指定避難所から順次貯留式マンホールトイレを設置することを検討しているが、内陸部でも土砂災害等の可能性があることからあらゆる災害を想定し、指定避難所の数と住民の数のバランスを考慮した上で、設置場所を決定すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 貯留式マンホールトイレは公共下水道接続型で、公共下水道に接続済の小中学校に新たに整備するものであり、現在、地震・津波災害時に避難者が最も多くなる津波避難目標ライン付近の小中学校を優先的に整備する方針とし、進捗を図っている。内陸部については、前述箇所の整備が完了する令和4年度に向け、改めてバランスを考慮し整備計画を検討する。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 貯留式マンホールトイレは公共下水道接続型で、公共下水道に接続済の小中学校に新たに整備するものであり、現在、地震・津波災害時に避難者が最も多くなる津波避難目標ライン付近の小中学校を優先的に整備する方針とし、進捗を図っている。内陸部については、前述箇所の整備が完了する令和4年度に向け、改めてバランスを考慮し整備計画を検討する。</p>
<p>(9) 職員の適正な配置について 人事異動により当所属職員の経験年数が短くなっており、地域の状況把握や情報交換に支障が出ている。また、全体的に人員が足りていないことから、時間外勤務も多く、人事課へ業務の継続性の担保と増員を要求すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 危機管理監以下、危機管理室の職員の異動については、統率力や対応力が維持されるよう配慮していくとともに、新型コロナウイルス感染症や気候変動による異常気象に伴う災害に対応できるよう、増員を要望していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 危機管理監以下、危機管理室の職員の異動については、統率力や対応力が維持されるよう配慮していくとともに、新型コロナウイルス感染症や気候変動による異常気象に伴う災害に対応できるよう、増員を要望していく。</p>
<p>(10) 避難所としてのホテル、旅館の利用について 災害時における避難場所として、ホテル、旅館を一時的に借り上げて避難できるよう、ホテル、旅館との提携について、他市の状況を踏まえ検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月18日 災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用については、国から技術的助言として進め方が示されており、本市においてもその助言に基づき検討を進めている。</p>
	<p>【 検討中 】 令和 3年 3月18日 災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用については、国から技術的助言として進め方が示されており、本市においてもその助言に基づき検討を進めている。</p>

<p>(11) 地域防災力向上支援事業について 防災・減災に係る知識の向上や人材育成を行っているが、そうした人材に活動してもらえらるような場を設けること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 平成30年度より水系毎に実施している洪水ハザードマップの改正において、減災アドバイザーのワークショップへの参画をお願いしている。また、地域における積極的な人材活用を図るため、地域毎に防災活動に協力いただける人材を洗い出す際には、防災士などの資格保有者を含めて人材リストの作成を進めるよう働きかけている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 平成30年度より水系毎に実施している洪水ハザードマップの改正において、減災アドバイザーのワークショップへの参画をお願いしている。また、地域における積極的な人材活用を図るため、地域毎に防災活動に協力いただける人材を洗い出す際には、防災士などの資格保有者を含めて人材リストの作成を進めるよう働きかけている。</p>
<p>(12) 予算流用について 予算執行において多くの流用が見受けられた。前回定期監査でも指摘したが、予算流用は予算執行上、やむを得ない場合に限り認められるものである。今後は予算積算の精度を上げ、流用は必要最小限に止め、安易な流用は厳に慎むこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月18日 流用については、予算配当が落札率を加味した額となっているため、委託業務及び工事の発注に際し予算が不足したために行った。今後、複数人での確認などにより予算積算の精度を上げるとともに、適正な配当がなされるよう予算要求を行い、流用を必要最小限にとどめられるよう努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月18日 流用については、予算配当が落札率を加味した額となっているため、委託業務及び工事の発注に際し予算が不足したために行った。今後、複数人での確認などにより予算積算の精度を上げるとともに、適正な配当がなされるよう予算要求を行い、流用を必要最小限にとどめられるよう努める。</p>